

「子どもへの性暴力被害を考える パートⅡ ～性虐待防止にむけたオーストラリアの取り組み～」



講師：鈴木江三子さん
(川崎医療福祉大学医療福祉学部
保健看護学科教授 保健学博士)

平成 22 年 10 月 30 日
ウィズセンター会議室

日本で初めて児童への性暴力被害について全国調査が実施されたのは 1998 年。欧米に 20 年から 30 年遅れている。この調査によると、女の子は 6.4 人に 1 人、男の子は 17.4 人に 1 人はなんらかの性暴力被害にあっていると指摘されている。

全国調査の結果を受けて、これまで著者が実施した警察での調査によると、強制わいせつが 7 割と最も多く、次に強姦、公然わいせつであった。被害者の年齢層は幅広く、保育園児から高校生までが被害にあっており、なかでも小学校の低学年が最も多かった。小学生の低学年が多い理由は、他人を「疑う」という意識が発達していないからと考えられる。一方、加害者のワースト 3 として、最も多いのが実父、次は兄弟、そして学校の先生となる。「知らない人についていってはいけない」と言われるが、加害者は子どもの生活圏内に暮らす身近な顔見知りが多い。そして加害者は用意周到で、子どもに口止めと共犯意識を植え付ける。子どもは意味がわからないまま黙り、黙っているから被害は長期化・深刻化している。

子どもは怪我をした時は親に直ぐに言うが、性器に受けた暴力は誰にも言わない。体を受ける不快感は分かっている。また、性器への暴力は子どもの尊厳に直結していることなので、子どもは本能で恥を感じている。それでも子どもは苦しいので、性暴力被害を受けていることを察知して欲しいと必ず誰かにサインを出す。例えば身近なお母さん。または学校の先生だったりする。そのサインを、大人が無視し察知しないと、子どもはもう言わなくなる。予防策として、「トイレとお風呂以外はパンツを脱いだらいけない。他の人がさわったらお母さんに言ってね」と、親は子どもに教えなければならない。学校では教えない内容である。

子どもが性被害を受けた時の対応・ケア、暴力防止にあたって、オーストラリアのアデレード州は世界的にも先進的な取り組みをしているので、昨年、調査に行った。州では 1993 年に「子ども保護政策」が制定され、この政策により、子どもに関わるすべての職種の人に虐待早期発見と早期介入に向けた研修をすることが義務化された。就業するまでに必ず認定資格を取得することが必要となった。また、虐待を疑ったすべての人は、「子ども、思春期と女性の健康支援サービス局」に設置された虐待調査委員会へ報告することが義務付けられている。虐待を発見した場合は委員会が介入を決定し、病院・警察・社会福祉士などに連絡をして、子どもへの虐待がそれ以上悪化しないように動いている。病院・学校・福祉施設や地域のボランティアなどが一体となって、子どもの人権を守るために支援するシステムが地域にできている。

鈴木先生は最後に、子どもたちが話したいということを、じゃまをしないで真摯に聴くことが大切であると言われました。児童への性暴力被害の予防と子どもを支援できる仕組みを作っていかなければなりません。
(文責 鬼木のぞみ)